

平成30年度第2回米子市農業委員会臨時総会議事録

招集年月日 平成30年7月19日(木)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長)
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員

出席推進委員 大東清彦委員 影嶋六郎委員 仲本悟委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島道政委員
小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員
本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員

事務局 宅和事務局長 日浦係長 高田主幹 長谷川主任

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 来賓挨拶
3 会長職務代理者の選挙
4 その他
(1) 運営特別部会委員の選任について
(2) 広報部会委員の選任について
(3) 平成30年度農地利用状況調査計画及び非農地認定計画について

議事開始 午後1時30分

事務局（宅和局長）

ただ今から平成30年度第2回米子市農業委員会臨時総会を開会いたします。はじめに定足数の確認をいたします。定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任する委員の過半数となっております。現在、在任委員18名中出席委員は15名ですので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。なお、欠席委員は、木村委員さん、公本委員さん。遠藤委員さんは遅れて入られます。それでは、初めに会長からあいさつをお願いします。

高西会長

皆さん、こんにちは。暑い中各委員さんもお出席いただきましてありがとうございます。また、総会のご案内を申し上げた来賓の方々、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。考えてみますにですねえ、新しい農業委員会法ができてから今の委員さんが初めてだと思います。やっと一年が経過しましたが、新しい委員さんあるいは留任されました委員さんそれぞれに一年間を振り返って米子市の農業の問題が色々多々あるという事が良くわかったと思います。先日は、皆さんにご報告しましたように、市長に、現場を案内さしていただきまして今後の米子市の農業に対するいろいろな面で協力願えるようお願いしました。あと二年間、皆さんそれぞれ農家の皆さんに寄り添ってしっかりとお世話になりますようお願いして、簡単ですが挨拶にかえたいと思います。今日はありがとうございました。

事務局（宅和局長）

それでは、本日ご臨席をいただきました、ご来賓の方からご祝辞を賜りたいと存じます。米子市副市長伊澤勇人様、お願いいたします。

副市長

（伊澤副市長祝辞）

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、米子市議会議長渡辺穰爾様お願いいたします。

渡辺市議会議長

(渡辺市議会議長祝辞)

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、鳥取県農業会議の会長兼、鳥取県農業農村担い手育成機構理事長の上場重俊様に農業委員会系統組織の立場から情勢報告も含めてお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

上場理事長

(上場理事長祝辞)

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。ご臨席いただきましたご来賓の皆様からご祝辞をいただくのが本意ではございますが、日程の都合上ご紹介のみにとどめさせていただきます。ご紹介申し上げます、米子市議会都市経済委員長門脇一男様でございます。米子市経済部農林水産振興局長高橋浩二様でございます。ご来賓の方は、大変ご多忙のところご臨席いただいております。ここで退席されますので、拍手でお送りいただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

それでは、総会の議長は、会長が務めることになっていきますので、会長さんに議長席についていただきます。

高西会長

そうしますと日程3、職務代理者の選挙を行います。選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（日浦係長）

選挙の方法についてご説明いたします。米子市農業委員会規則第2条で、「会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。

委員会は委員中に異議のないときは、前項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができる。」と定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見であれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。なお、会長職務代理者の任期につきましては、従来より任期は1年ということで来ております。

高西会長

事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんかいね。無いようですので、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。どなたか立候補したいという方は。

中本農業委員

はい、立候補します。

高西会長

中本委員さんが立候補されましたが、他にありませんか。無いようですので、そうしますと中本委員さんが立候補されましたが、異議ございませんか。

(異議なしとの声多数)

そうしますと、中本委員さんが前期に続きまして会長職務代理に当選と決定いたしました。

続きまして、運営特別部会の委員を互選していただきたいと思います。

農業委員につきましては、認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。

認定農業者については、2番泉委員さん、6番大太委員さん、9番公本委員さん、14番田中委員さん、16番中本公平さん委員以上5名の認定農業者である委員さんは、この401会議室で1名の互選をお願いします。

中立の委員さんについては、8番の木村委員さんが欠席でございますが、10番の小西委員さんがですかね。

小西農業委員

もう話し合いをしています。

高西会長

そうしますと、中立委員さんは小西委員さんで決まったようです。残る農業委員さんで1名の委員さんの互選を、この401会議室でお願いしたいと思います。互選管理人は宅和局長にお願いします。推進委員さんは、地区によらず2名の委員さんの互選を402会議室に移動していただきお願いしたいと思います。互選管理人は、長谷川主任にお願いします。

それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ互選会を開いてください。

10分後には、この会議室にお戻りください。

(休憩中 互選会)

高西会長

そうしますと互選会が終わったようですので再開したいと思います。運営委員さんも広報部会の委員さんも全部決まったようですので、一括して事務局より報告してください。

事務局（宅和局長）

運営特別部会の委員さんでございますが、まず会長高西史郎さん、職務代理者の中本委員さん、続いて認定農業者では大太委員さん、中立委員では小西委員さん、その他の委員さんでは井田委員さん、推進委員さんからは植田推進委員さん、田口推進委員さんと決まりました。

続いて、広報部会の委員さんですが、昨年の総会での申し合わせにより、1名今年度していただいた委員さんから留任していただくというふうな申し合わせをしておりますが、留任していただけます委員さんどなたかいらっしゃいますでしょうか。それともご推薦ありましたら。

伊塚農業委員

昨年の留任は私がさしてもらって、今年は矢倉委員にお願いしようかなと思います。

高西会長

今の広報部会の中では矢倉委員さんということですかね。

事務局（宅和局長）

それでは続けます。広報部会の委員さんでございますが、留任される委員さんで矢倉委員さん、認定農業者から泉委員さん、中立委員さんから木村委員さん、その他の委員からは吉澤委員さん、推進委員さんからは米澤推進委員さん、山中推進委員さん、池口推進委員さん以上の7名でございます。

高西会長

今事務局から広報委員さんと運営特別委員さんの発表ありましたが、何かご質問ありますか。

吉澤農業委員

今木村委員さんて名前が挙がったんですけども、木村委員さんていうのは非常に出ておられないケースがあると思うんですが。

高西会長

今あとう、皆さんもご存じだと思いますが、吉澤委員さんの方から、皆さんも感じておられるかもわかりませんが、木村委員さんがですね、たえず欠席なものですから、ですから中立委員で木村委員さんを選んでも果たして職務が履行できるのかという懸念を持っておられますが、皆さんどうでしょうか。もしもいけないようでしたら小西委員さんをお願いしても。特に農業委員の方いかがですかいね。

角農業委員

私も欠席で決めるというのではなく、委員会だったら出る人だと思う。無理やり委員にしなくてね、特別委員には名前載せない方がいいと思う。中立委員にこだわる必要は無いと思う。

高西会長

今あとう、角委員さんのほうから実際に出席される人になっていただいた方がと言われますが、それが本当は一番いいと思いますが、小西委員さんどうですか。

事務局（宅和局長）

木村委員は電話で確認したところ、やりますとは言っておられます。

高西会長

今までも、やるということで第1期目も。でも結果がたえず欠席ですから支障をきたすわけです。まあ、皆さんが欠席されてもやむを得んと言ふことならなにですが。

森中農業委員

これあの、中立を必ず入れないといけないという規則になっているのか。

事務局（宅和局長）

規則ではないです。去年の総会の時に方針が決まったということで、文書にしたものではありません。

森中農業委員

無しというところか。それなら、欠席裁判みたいな恰好でね、木村さんをということにはなかなか難しいと思うので、まあきちんとした規約とかあれば小西委員さんになってもらわないといけんということになるかもしれんけど、小西委員さんも運営特別委員会の中の1名ということで、必ずしも中立でなくてもいいということならばいいと思いますよ。

高西会長

今森中委員さんからですねえ、取り決めで中立委員から1名ということになっておるけれども、きちんとした規約が無いのなら他の委員さんから出てもらったほうがいいではないかというご意見ですけども、それに対して何か。

井田委員

今森中さんが言われましたけども、確かに出席率が悪くて言い方が悪いんですけども、木村さんは外した方がいいんじゃないかと私は思います。

高西会長

わかりました。そうしますと、小西委員さんが受けていただくと一番いいですけども、受けていただけないということになれば他の委員さんから選ばないといけません、小西さんどうでしょうか、なんとかお願いできませんかいね。

(委員から拍手)

小西農業委員

いいですか。両方に名前が出ちゃいますよ。

高西会長

小西委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

事務局（宅和局長）

そういたしましたら会長職務代理者になられました中本委員様からお願いします。

中本職務代理

失礼いたします。この度改選に伴い引き続き会長職務代理を続けたいと思います。基本的には会長職務ということでございまして、会長の職務を代理するというのが基本でございます。農業委員会制度ができて1年なるわけでございますが、そういった中で、まだまだいろんな不透明なところがあるかと思っております。そういったものにつきまして、まだ残る課題等々まだ1年で

ございますのでこれからあろうかと思いますが、そういった課題点をやはり職務代理というかたちの目線から見まして、皆さま方とより一層話し合い、どうしたらもう少しこの組織が良くなるのかな、どうしたらお互いにワンステップ上がるのかなというようなことをですね話し合いながら、俗に言う提案型組織という考え方でございます。そういった格好で皆様方との融和を持ちながら組織を組んでまいっていききたいというふうに考えておりますので、そのへんのところをご理解いただきまして今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。

事務局（宅和局長）

続いて運営特別部会に新たに委員になられました大太委員様お願いいたします。

大太農業委員

こんにちは。運営特別部会は初めてなんですけども、皆さんにいろいろ教えを伺いながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局（宅和局長）

続きまして小西委員様お願いいたします。

小西農業委員

小西です。欠席しないように頑張ります。

事務局（宅和局長）

続きまして井田委員様お願いいたします。

井田農業委員

右も左も良く分かりませんが、皆さん方の話を良く聞いてそれでまたいろいろと判断をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局（宅和局長）

続きまして植田推進委員様お願いいたします。

植田推進委員

県の推進委員の植田です。なにも分かりませんが、よろしくお願いします。

事務局（宅和局長）

続きまして田口推進委員様お願いいたします。

田口推進委員

彦名の田口推進委員です。私も何も分かりませんが、よろしくお願いします。

事務局（宅和局長）

続きまして広報部会の委員さんでございます。留任されることになりました矢倉委員様お願いいたします。

矢倉農業委員

矢倉です。よろしくお願いいたします。皆さんの意見を取り入れながら、より良い農業委員会を作りたいと思います。

事務局（宅和局長）

続きまして泉委員様お願いいたします。

泉農業委員

夜見の泉です。よろしくお願いいたします。

事務局（宅和局長）

続きまして小西委員様お願いいたします。

小西農業委員

引き続きです。頑張ります。

事務局（宅和局長）

続きまして吉澤委員様お願いいたします。

吉澤委員

吉澤です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（宅和局長）

続きまして米澤推進委員様お願いいたします。

米澤推進委員

和田の米澤です。よろしく申し上げます。

事務局（宅和局長）

続きまして山中推進委員様お願いいたします。

山中推進委員

加茂の山中です。以前、前の農業委員の時には委員をやっておりましたけど、よろしく申し上げます。

事務局（宅和局長）

続きまして池口推進委員様お願いいたします。

池口推進委員

淀江地区の池口です。よろしく申し上げます。

高西会長

各委員さんが決まりました。ひとつご活躍を期待しています。よろしくお願ひします。

続きまして、平成30年度農地利用状況調査計画及び非農地認定計画について、事務局説明お願ひします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。そうしますと、平成30年度農地利用状況調査計画及び非農地認定計画について説明をさせていただきます。まずお手元に1枚物で平成30年度遊休農地調査計画についてという書類がございますけれどもご覧いただけますでしょうか。平成29年度につきましては、制度改正があったにも関わらず、推進委員さん農業委員さん皆さんにご尽力いただきましてスムーズに調査を行うことができました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。引き続きまして今年度来年度もよろしくお願ひしますと思いますので、ご説明させていただきます。まず、遊休農地調査現地調査につきまして、調査の時期は来月8月から11月までを目標といたします。昨年度につきましては最適化推進委員さんに基本的には全筆をまわっていただき、その後に農業委員さんと事務局とで再確認をさせていただいております。また、地域によりましては、推進委員さんと農業委員さんとで一緒にまわっていただいている所もございます。調査の方法につきましては、委員さん方でご相談いただきまして一番やりやすい方法で進めていただければと考えております。調査のための図面につきましては事務局で作成いたしまして、8月初旬に総会の議案に同封して推進委員さんに送らせていただきますのでよろしくお願ひします。推進委員さんによりましては現地調査の予定としましては、8月、9月末までを見込んでおります。作業手順としましては、昨年同様お配りさしていただく図面に書き込んでいただくという形で進めさせていただければと思います。調査活動された日時につきましては、毎月の活動報告書にご記入のうえご提出をお願ひします。推進委員さんによる現地調査が終わりましたら、事務局の担当職員と地区担当の農業委員さんで再度現地調査をさせていただきます。推進委員さんと農業委員さんとで一緒に見てまわっていただいた地区につきましては、事務局が再確認をさせていただきます。確認が行われましたものに基づきまして、11月末に郵送で新しく発見した遊休農地の所有者に対して意向調査を実施させていただきます。裏面をご覧くださいませでしょうか。今年度の事務局職員の地区担当についてご説明させていただきます。宅和局長が五千石、尚徳、成実を担当いたします。日浦係長が巖、春日、和田、大篠津を担当いたします。河野主幹

が、車尾、福生、福米、加茂、住吉を担当いたします。山本主幹が富益、崎津、夜見を担当いたします。高田主幹が淀江、大和、宇田川、旧米子を担当いたします。長谷川主任が彦名、彦名新田、大高、県を担当いたしますのでよろしく願いいたします。引き続きまして非農地認定実施計画について説明をさせていただきます。お手元に非農地認定の実施についてという2枚ものの紙と資料が1から6まで準備してありますので両方ご用意をお願いします。非農地認定の実施につきましては、今年の5月の総会で昨年の遊休農地調査の結果を報告さしていただいた際に出席された方々にはご説明をさせていただきます、推進委員の皆様につきましては後日郵送というかたちで昨年の調査結果とあわせて簡単にではございますがご案内をさせていただきます。また、7月5日に運営特別部会が開催された際にはご出席された委員の皆様にはご説明させていただきますが、改めて今日ご説明させていただきます。まず始めに遊休農地の面積と山林原野等の非農地面積の推移でございますが、平成25年以降のものにつきまして簡単に掲載させていただきます。ご覧いただくとわかるように、特に表の真ん中、山林原野等かっこ赤とした面積につきまして平成25年度が10.5ヘクタールであったところが平成29年度の調査結果によりまして288.7ヘクタールまで膨らんでおります。隣に緑いわゆる遊休農地から現況が悪化して山林原野等と判断した面積についても掲載させていただきますが、平成27年度、平成28年度は非常に多い面積でございます。これは農地中間管理事業が始まったことによりまして機構が借り受けできないという基準に該当する農地につきましても、なかなか耕作には向いていないであろうということから赤判定とした所が多数ございます。特に弓浜地区の水田を緑から赤に変えております。2番目としまして、非農地認定を実施する必要性でございますが、元々は農地法という法律の運用の上では利用状況調査、遊休農地の全筆調査をしていただいた後に、もう現況が農地ではない山林や原野に戻ってしまったというものにつきましては本来非農地認定を行うところまでが手続きの流れではございましたけれども、米子市におきましては平成22年を最後になかなかそこまで至らないということで認定の手続きを行っておりません。結果として平成29年度の調査結果で約289ヘクタールまで膨らんでしまったということもございます。また、農地利用の最適化を推進していくという観点からも、やはり各地区におきまして最適化を推進していく所と山に戻してもいいんじゃないかという所を考えていただくということも大切であるかと思っておりますので、こういった観点からも進めさせていただきますと考えます。また、県内各市町村の動向でございますけれども、資料2をご覧くださいでしょうか。A3の1枚ものでございます。こちらは今年の5月に県の経営支援課が県内各市町村の調査結果を取りまとめたものでございます。27年、28年、29年と各市町村のものが載っておりますけれども過去3年間の取り組みが載っております

が29年度につきまして県内19市町村のうち7町村が取り組んでいます。また、県の西部管内におきましては近年取り組みがなかった南部町、江府町でも今年度から実施していくことを確認しております。ちなみに米子市の取り組みでございますけれども、平成22年に行ったのが最後でございますが、その時には5筆1反ほどの面積をしております。その前に平成20年に156筆11ヘクタールの非農地認定を行っております。次に大きい3番としまして、この非農地認定という手続きと農振農用地との整合性について説明をさせていただきます。赤判定を行っている農振農用地の面積について、実際現在ですね約120ヘクタールが農振農用地として指定されたものがございます。こちらにつきましては、地区別で取りまとめたものが資料3というかたちで一括して掲載させていただいております。地区別ではですね、面積順に大きい所から並べ替えはさせていただいておりますけれども、まず一番先に山林原野等の非農地として判断いただいたものがございまして、内訳としまして農振農用地の面積、また同様に内訳としまして改良区の区域内の面積、また一番右側の太枠の中が非農地認定の実施する可能性がある所の面積というかたちで掲載させていただいております。一旦非農地認定の実施についてという資料にお戻りいただけますでしょうか。1枚めくっていただいて2ページ目をご覧くださいませでしょうか。資料1としまして農地に該当しない土地の農地台帳からの除外についてという資料をつけさせていただいております。これにつきましては、農業委員会が非農地と判断した農振農用地についてはどの様に取り扱うかということがQAでまとめられております。まとめて整理をしたうえで説明をさせていただきますと、農振農用地であっても当然現況が山林原野に戻っている所、また平地であっても雑木林になってしまっている所は多数ございます。そういった場合どうするかということでございますけれども、あくまで農業委員会は現況が農地か非農地かという調査をした上で非農地という判断を行います。その後、米子市におきましては農林課におきましていわゆる農振計画の観点から農振にそのまま残しておくべきか、あるいは非農地認定という調査をもって農振から除外するかどうかを農林課として判断していくこととなりますので、順番として非農地として認定するという手続きの方が先にきます。ただし、例えば富益の基盤整備の予定地であったりとか農振農用地のど真ん中であつたりとか、じゃあ農業委員が非農地として認定したとしても明らかに農振から除外はしないであろうという所も多数ございます。そういった所につきましては、結局してもしなくても変わらないということとなりますので、それはそのまま非農地認定を行わずに残しておくのも一つの手であるかと思っておりますので、そのあたりにつきましては直接地区の委員さんと相談をさせていただきながら皆で進めていきたいとは考えております。ですので資料3で非農地認定可能見込と書いた面積が各地区非常に多くございますけれども、進めていったとしてもこれが0になるということは無いと考え

ております。先ほど上場会長さんがおっしゃられましたとおり、例えば彦名干拓であったり大山パイロットであったり簡単に非農地認定ができない所もやはりたくさんございますので、そういった所を一つ一つ図面等で見た上で非農地認定から除外していくということも併せてさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。次に2ページ目4としまして土地改良区との協議について。当然ですね土地改良区の区域内で赤判定をおこなっている農地も多数ございます。米川土地改良区だけで約130ヘクタールほどございまして、更に伯仙、箕蚊屋、淀江町も含めますとかなり面積が増えました。基本的にですね、改良区の区域内の農地につきましては改良区との関連もございまして独断で非農地認定を行うということは考えておりません。これは非農地認定ができるかどうかということも含めまして、改良区さんとも直接協議をさせていただきながら説明をさせていただきたいと考えています。なお、各改良区につきましては先だって照会をさせていただきまして、回答の結果としまして資料3の表の中でまとめさせていただいております。ではまず始めから、米子市全体の赤判定と判断した農地がどれだけあって農振農用地がどれだけあって土地改良区の区域内がどれだけあってということを説明させていただきましたが、では実際に非農地認定ができる農地がどれだけあるかということとございまして、先ほどご説明させていただいたとおり基本的には改良区の区域内はまず抜かしていただいた上で、出来る所から進めさせていただきたいと考えておりますので資料3の太枠の中に掲載させていただいている面積が実施可能な見込があるというかたちで掲載をさせていただいております。市内22地区のうち19地区で赤判定を行った農地がございまして、そのうち10の地区で土地改良区の区域外の農地がございました。この10の地区につきまして、まず1地区ごとに順番に行っていくというかたちで考えておりまして、どこから取り組むかということは、今のところは面積が大きいところから基本的にはこの資料3の掲載させていただいている順番に進めさせていただきたいと考えております。実施の時期につきましては、8月から遊休農地の現地調査が始まりますので、その終了を待って11月頃から取り組みを始めさせていただきたいと考えています。もしその場合に、では具体的にどういった事務の流れになるかと申し上げますと、その例として説明をさせていただきます。まずですね地区の推進委員さんと農業委員さんに寄っていただいて図面をもとに非農地認定を実施する農地を一筆ごとにピックアップさせていただきます。特に大高につきましてこのままの順番ですと一番最初に取り組むという事になりますけれども、39ヘクタール近くございまして正直ですね一度でできる面積ではないと考えております。おそらく場合によっては一年くらいかけてですね取り組んでいく必要があるかと考えておりますので、例えば一回目に岡成、二回目に泉、三回目に尾高みたいなかたちで区域を区切ったかたちで進めていくもの一つの方法であると

考えております。その場合例えば10月20日に委員さん方に寄っていただきまして、じゃあ今回はどこをやるかというかたちでピックアップをしていただいたとしますと、その農地の所有者に対して事前に非農地認定の調査を行いますというお手紙を送らせていただきます。方によってはですねどこにあるかもう分からないという方もいらっしゃると思いますので、併せまして簡単な地図を付けてここですよということで送らせていただきたいと思いますと考えております。資料4の表と裏に事前のお手紙と地図を掲載させていただいております。こういったかたちで、順番でさせていただきますので、なかなかですね例えば10月20日にじゃあここやろうと決めていただいた後、この通知を送るまでに結構日数がかかるかと思っておりますので例えば20日に決めていただいた場合は10日ほど準備の時間をいただければと考えております。次に非農地認定の実施についての4ページ目をお開きいただけますでしょうか。あくまで例としまして10月の月末に事前のお手紙を送りましたとなりますと、おそらく一定の反応が帰ってくるかと思っておりますので、若干時間を置いてですねそういった反応を待った上で調査をさせていただきたいと考えますので、例えば10月末に送ったとしまして11月の半ばくらいを目安に調査をするようなかたちを考えております。1日にしてしまいますと天候不良等で行えない場合もございますので期間を3、4日というかたちで設けた上でどこかの日で行うというかたちで進めさせていただきたいと思っております。また現地の写真を残す必要がございますので一度にどれだけするかというところをですねそのへんのことも踏まえてご相談をさせていただければと思っておりますので、場合によっては半日では終らない可能性もございますのでその点につきましては地区の委員様にはご協力をお願いいたします。11月の半ばくらいに調査をいたしましたその後12月10日にごございます農業委員会の総会の定例総会で議案というかたちで審議をいただくこととなります。これはいつも3条4条5条でしていただいているところと同じようなかたちで議案というかたちで審議をいただきます。参考までに資料5番としまして平成22年に当時農地部会で審議していただいた際の議案をお付けしております。基本的には一覧表と図面というかたちで皆様にお諮りいただきたいと思いますと考えております。農業委員会の総会でお諮りいただきまして非農地と認められる農地につきましては、総会終了後できるだけ速やかに土地の所有者に非農地通知書という書類を送らせていただきます。これも資料6というかたちで見本を準備させていただいておりますが、文面につきましてはおそらく変わってくるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。また調査の結果につきましては、各関係機関に情報提供させていただきます。次にですね非農地認定を行った土地の地目変更登記について少しご説明をさせていただきます。皆さまもご承知のとおり土地の地目変更の登記をする場合には、原則的に所有者が法務局で申請する必要があるがございます。これは非農地認定を行った農地につきましても基本的には土地の

所有者に送らしていただきます非農地通知書という書類を添付したかたちで法務局で地目変更登記の申請を行っていただく必要がございましたが、そういった手間を省いて非農地認定を行った農地の地目を確実に変えるために、現在地方税法に基づいて米子市の方から法務局に申し出を行うというかたちで地目変更登記を行うことができないか市の固定資産税課と協議中でございます。この手続きが可能であれば土地の所有者が自分で法務局に連絡して地目変更登記をするという手間を省くことができますけれど、この点につきましては現在協議中でございますので、また後日皆様に結果をご報告させていただきたいと思っております。最後になりますが非農地認定の周知についてということで、直接の当事者の方には事前通知というかたちでお知らせをすることはできますけども、やはり唐突ということに変わりはございませんので今年の9月に発行予定の農業委員会の会報、また米子市ホームページと広報米子これは10月号11月号あたりを考慮しておりますが、こちらで非農地認定の手続きを実施していくということにつきまして周知していくことを予定しております。説明としては以上でございます。

高西会長

説明ありがとうございました。なかなか理解がしにくいとは思いますが何かご質問はありますか。

米澤推進委員

広報するわけですけども、それを見た地権者の方が自発的に狙って非農地にしたいと思えば。

事務局(長谷川主任)

もちろん自発的に非農地にしたいという方がいらっしゃいましたら、ご承知のとおり非農地証明願いといたかたちでご案内をさせていただければと思っておりますので、もし広報で周知をさせていただいて委員の皆様にお問い合わせがございましたら非農地証明のできるからということでご案内いただければと考えております。

高西会長

まあいろいろな機関を通じてですねえ農家の人に啓蒙しますと、まず地区の委員さんのところに相談があると思っております。その

時は事務局なりあるいは農業委員会なりですねご相談いただいてそげして農家の人の要望に速やかに対応するようにお願いしたいと思います。事務局それでいいな。

事務局（宅和局長）

はい。

高西会長

他にありませんか。

矢倉農業委員

二つ聞いてみただけど、最初に弓ヶ浜地区の水田等を赤に変更したことがあげられますと書いてあるけども、この赤にして地権者にメリットデメリットが有るのか無いのか。もう一つは地区別調査結果一覧に崎津が無いけども。

事務局（長谷川主任）

すみません失礼いたしました。改めまして作り変えたものをお配りいたしますけども、崎津は全て弓浜でございますので全て米川土地改良区さんの改良区でありますので、現段階では実施するところはございませんので。崎津地区は土地改良区の農地が区域内でございますので、崎津地区で、現段階で非農地認定を実施する予定はございませんので、すみません抜けていて申し訳ございませんけども崎津地区の非農地認定可能見込の面積は0になります。地権者に対するメリットデメリットについて、いわゆる遊休農地の調査につきましては、あくまで農業委員会で現況調査するものでございまして、その中で赤というかたちで言いやすいので整理をさしていただいておりますけども、あくまで農業委員会がもう農地ではないと認めたとしても特段正直申し上げてその段階だけではメリットデメリットは一切ございません。ただ一つだけあるとすれば、遊休農地につきましてはご承知のとおり所有者の方に対して利用意向調査というかたちで例えば機構に出されませんかとかこの先どうされますかというかたちでアンケートを実施いたします。それはアンケートの結果によって機構をご希望いただいた場合、場合によっては当然担い手農家

が借り受けることができるという前提があるので意向調査をさせていただきますけれども、赤とさせていただきます所はそもそも借り受ける者もない機構の借り受け基準にも適合しないということでございますので、実は赤としてもですね正直メリットデメリットはまったくございません。

矢倉農業委員

この非農地になると農業委員会の例えば何かするにしても、許可がいらんようになるのか。

事務局（長谷川主任）

おっしゃるとおり、いわゆる非農地証明とまったく同じですので、農地法という法律の制約から外れることとなります。

矢倉農業委員

ですが。そうすると例えば太陽光をすれば農業委員会に申請する必要もなくなるということですよ。簡単にできるということだな、要するに。

事務局（長谷川主任）

ただ弓浜につきましては米川土地改良区さんの区域内でございますので、当然非農地ということでございますと本人からの申請で場所によってはできる所もございますが、ここの田んぼはですねえ現況がもう山林原野化しているというよりは、もう農地として作付けに向いてないという取扱いで赤としておりますので、じゃあその現況だけで農業委員会が赤として見ているだけで地目変更ができるまでの現況が荒廃しているかどうかはまた別です、ここにつきましては。

矢倉農業委員

もう一つ言いたいのは、赤から緑に変更することは例えば耕作するようになったらまた元に帰るのか。

事務局（長谷川主任）

当然耕作されるようになりましたら、緑に帰るというよりか立派な耕作地に帰りますので遊休農地ではなくなります。本来一番いいことであると考えております。

高西会長

ただね、耕作に適さんということで非農地にしますが、その時に雑種地にしなるとねえ税金も上がりますので、何か思いつかれるならいいけども、なかったらまあどう言いますか原野といいですか、そういうような具合にされんとちょっと固定資産税が100倍きますので。

矢倉農業委員

そのへんがちょっと後先どうなるかがね、ちょっと私も今一番該当する地区なので、もうちょっとなんか考えないといけないなど今思いました。簡単にはできるって、さっき会長さんが言われたように税金が上がるなど。

高西会長

良くこういう相談受けるのですが、さっきも言われたように、耕作に適さないと、それでこの際除外したいと。そうしますとそれで雑種地はいいですけども、何か思い付きなるならいいけど思い付きならんなら税金100倍になりますよと。何か思い付かれた時には転用がしやすいので、今のままで農地のままで残された方がいいですと指導しています。わからんことがあったら気軽に事務局なり私らに聞いてくださいと。

矢倉農業委員

それともう一つ、米子市に、あのまま放置せずになんとか復元し農地として耕作できるような仕組みを作って予算を付けてもらうのが我々の仕事じゃないかなと思う訳だけど。

高西会長

他にありまんかいね。

足立農業委員

森、要するに原野って今言っていますけども、各畑に各地区に今言ったような、干拓の〇〇さんとこの大きな森でなくして、富益にも崎津にも和田にも良く見ると森ができています。これを退治するそういうことが無いようにするという考え方を入れしてもらわないけんわ。何か作ろうと思っても森なので全然だめだが。そのへんを考えといて。

事務局(長谷川主任)

元々は農地であった所が、状況が悪化して例えば近くにある木の種とかが飛んできて森になってしまっているという所が多数あるということは承知しておりまして、なってしまった所ではなくてそれを防いでいくというところはですね、それこそ委員の皆様にも日頃からパトロールをしていただいて、きめ細かく地区の農家の皆様と話しをしていただいてその中で遊休農地、荒廃農地の発生を防止していくということも大切であろうかと思っておりますので、その点につきましてはこちらの方からもご協力をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

吉澤農業委員

利用意向調査の実施というところで中間管理事業の案内を同封しますとあるのですが、うちの地区は遊休農地、荒廃農地はあるんですけれども、あそこは白地なもので基本的に中間管理事業が活用しづらいんですよね。そういう所に対しても。

事務局(長谷川主任)

利用意向調査につきましては市街化区域以外の全ての農地を対象としておりますので、農振の白地であっても遊休農地と判断していただいた農地につきましては通常の流れによって新たに発生した所は利用意向調査を実施させていただきます。

吉澤農業委員

中身的にはどんな中身、中間管理事業というものがありますよという、これを利用してくださってという感じで出るわけか。

事務局（長谷川主任）

意向調査の一式につきましては、昨年も配らしていただいたのですが、まず、かがみで調査をした結果遊休農地であると見受けられますということと、一度家族で話し合ってくださいという回答と、あと中間管理事業の案内という簡単なパンフレットで、回答の中に農地中間管理事業を利用するという所も選べるようになってはいますが、当然これ何だということがございますので、農地中間管理事業というのはこういった事業なんですと簡単な1枚ものの紙をつけていただいて周知も併せてさせていただきます。また準備させていただきますので。

高西会長

なかなか難しい問題で、皆さんも分かりにくいと思いますが、機会を捉えてきちんと事務局にですね。

米澤推進委員

ここは非農地であるというなんか皆さんにわかるようなものはないのか。

高西会長

どっちにしても一筆ごと調査しないといけないものですから、それは事務局の方できちんと準備はします。

米澤推進委員

事務局分かるようしてください。分からんような所は聞きに来る。この周りはきれいにしてある、この一画は非農地ですという立て看板とか。

高西会長

調査はねえ、毎年変わっていくものですが、それで一筆ごと確認して委員さんをお願いして、そうしてその時の状況でまた対応していくわけです。それから去年は荒れていたけど、少ないですけども、再生されて農地になっているところもありますし、ですので看板というわけにはちょっと難しいと思いますが、どっちにしてもですねえ、新しい委員さんもいらしゃいますし、調査がしやすいようにきちんといろいろな資料は準備を事務局にさせますので、そうして手間はかかるでしょうけどもしっかり確認をして、そうしてまた皆さんの知恵を出し合ってくださいねえ、どんな具合にしてやっていくのか、それから機構にお願いするあるいは必要なら米子市にも頑張ってもらわないといけません、それから県もという具合にして相談しながら解決していかないといいなあと考えておりますので、なかなか大変な作業ですので、初めての人は戸惑われることもあるかと思いますが、まあひとつ事務局の方にしっかり準備をさせますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。他に何かありませんかいね。

森中農業委員

緑から赤に変更したものは、登記は関係なしに、ただ農地台帳から除外落としていくことだけなのかが一点、それから非農地を職権登記ができるかどうかということだけれども、今までは本人申請で非農地だけ本人が当然登記地目変更することになっていると思うけど、できたらねえ農業委員会で調査してそういうふうになったということになれば、職権登記がきちんとできるようにした方が、理解が得られると思う。

事務局(長谷川主任)

緑から赤へ変更した面積というところは、調査をして今までは遊休農地でいいかなとしていた所を純粹にこれは農地として復元は難しいということで赤というかたちに変えただけでございますので、まだこの段階では通常の農業委員会が管理している農地台帳には普通のとおり載っております。ここから更に赤からその中で非農地として認定して地目変更登記を行ったものを台帳からも完全に削除するという手続きになりますけれども、赤にただけでしたら普通に残ってはございます。

森中農業委員

農業委員会の台帳から外すってことだけでしょ。地目的にはかわらないでしょ。

事務局（長谷川主任）

赤にするだけでは特に変わりません。緑から赤にするだけでは、あくまで現地の調査をした結果がいわゆる山林原野等になっているという所で、そこからもう農地ではないという農業委員会での総会の決定を得ておりませんので台帳には残ります。赤にただけでは残ります。そこから農業委員会の総会で非農地として認定したものを台帳から外します。

森中農業委員

ということは、今報告があったが、資料2 あれは総会にかけた面積がのっているのか。

事務局（長谷川主任）

資料2 に県内市町村の動向というところですね、そこにはですねA3の1枚ものです、例えばこちらの中の面積が大きい所で申し上げますと、29年の湯梨浜町で面積について非農地判断済み農地810,141㎡とございます。これがですね、私達が行うべき非農地認定を行った面積でございます。今年農業委員会が認定を行って、もし通知の発送までできましたら判断済農地の所ではございませんで、その2つほど右側の非農地通知発出済という所に米子市農業委員会としてどれだけの面積の通知を発送したかが載ります。発送しきれなかったものが非農地判断済農地という所の面積で残ってございます。

高西会長

わかりましたかいね。

森中農業委員

私は、分かりました。

高西会長

他の人はどうでしょうか。あれもこれもで、こんがらがっているのではないかと思いますけども。他にありませんかいね。

無いようでしたら裁決したいと思いますけども、この分についてですねえ、いろいろまた分からないことは事務局に聞いてもらって、そうして、よく理解した上で現地調査をやっていただけますようお願いしたいと思います。いかがですか。

(異議なしとの声)

はい、そうしますと採決したいと思いますけども、今まで事務局が説明した平成30年度農地利用状況調査計画及び非農地認定計画について実施したいと思いますけども、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手多数ということで決定したのでよろしくをお願いします。事務局さっきもいろいろな、なかなか分かりにくいと思うけど資料なり説明なりを。

なにか他に。無いようでしたら事務局から。

事務局（日浦係長）

本日の資料の最後に平成30年度の農地相談会の日程等についてという紙を1枚付けておりますのでよろしくをお願いします。続きまして、公務災害の保険金につきましては平成30年度につきましても平成29年度と同じ1口千円積立金からということで考えております。

事務局（長谷川主任）

改めまして農地相談の日程についてご説明させていただきます。今回新しく10月1日以降のものを皆様にお知らせさせていただきます。こちらの内容につきましては9月に発行いたします農業委員会の会報紙にも掲載させていただきます。皆様にもご協力をよろしくお願いいたします。また来年の4月以降につきましては決定次第ご連絡をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

高西会長

そうしますと、これをもちまして、第2回米子市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 1 4 分